

みちのく潮風トレイルシンボルマーク等使用規程

環境省東北地方環境事務所

平成 25 年 6 月 28 日

改正 平成 28 年 2 月 23 日

改正 令和 7 年 7 月 28 日

環境省では、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトのひとつとして位置づけられている「三陸地域を南北につなぎ交流を深める道（東北海岸トレイル）」を推進しており、そのトレイルをより多くの人々に親しみを持っていただくためシンボルマーク及び愛称を平成 24 年度に募集し、「みちのく潮風トレイル」とすることとした。

そのため、シンボルマーク及び愛称並びに関連する啓発用素材の普及と利用を促進するために、使用規程を次のとおり定める。

（趣旨）

第 1 条 本規程は、みちのく潮風トレイルシンボルマーク及び愛称並びに環境省で著作権を有するみちのく潮風トレイルに関する楽曲その他啓発用素材を使用する場合（以下「シンボルマーク等」と言う。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本規程が対象とするみちのく潮風トレイルシンボルマークのデザイン等は、別添 1 による。

（使用できる者）

第 3 条 シンボルマーク等を使用できる者は、みちのく潮風トレイルの趣旨に賛同する団体又は個人とする。

（禁止事項）

第 4 条 シンボルマーク等の使用者（以下「使用者」という。）は、次の事項に該当する使用又は該当するおそれがある使用を行ってはならない。

- （1）商品名、サービス名その他商品、サービス等の商標として使用し、環境省の認定、許可等を受けたものと誤解を与える使用。ただし、環境省の承認を得たときは、この限りでない。
- （2）みちのく潮風トレイル及びシンボルマーク等の信用又は品位を害する使用
- （3）法令及び公序良俗に反する使用
- （4）特定の政治、思想、宗教及び募金の活動に関する使用

- (5) 特定の個人又は団体の売名に関する使用
 - (6) 第三者に対する誹謗中傷、差別等、利益を害する行為に繋がる使用
 - (7) 名誉毀損、詐欺等、第三者の権利を侵害する使用
 - (8) 提供する商品やサービスの品質を担保又は証明するための使用
 - (9) 実体のない団体、氏名（本名）を表示していない個人による使用
 - (10) 反社会的勢力に関連付けた活動に関する使用
 - (11) その他東北地方環境事務所長が不適切な使用であると判断する使用
- （使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、シンボルマーク等のオリジナルデザインの意図を損なわないよう十分留意するとともに、別添2の使用上の遵守事項に適合するようシンボルマーク等を使用しなければならない。

（使用者の責務）

第6条 使用者は、信義に従い、誠実に本規程を遵守しなければならない。

- 2 使用者は、シンボルマーク等の使用に関する第三者との係争、審判、訴訟等が発生した場合は、その全ての費用を負担しなければならない。
- 3 使用者は、シンボルマーク等の使用に関して第三者に損害を与えた場合は、当該使用者がその損害について全ての責任を負わなければならない。また、この場合において、環境省及び第三者は一切の損害、損失及び責任を負わないものとする。
- 4 使用者は、シンボルマーク等の使用に関する使用方法、表現方法等に関する全ての責任を負わなければならない。また、この場合において、環境省は一切の責任を負わないものとする。

（使用承認）

第7条 使用者は、原則としてシンボルマーク等の使用に関して環境省の承認を得ることを要しない。ただし、次に掲げる場合においては、シンボルマーク等を使用しようとする者は、事前に別紙様式にて東北地方環境事務所長に使用の承認を申請しなければならない。

- (1) 第4条第1号に該当する使用を行う場合
 - (2) 営利を目的とした商品、イベント等で使用を行う場合
 - (3) その他、東北地方環境事務所長が必要と認めた場合
- 2 前項ただし書きの場合において、シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に際し、申請内容が確認できる書類を添付しなければならない。なお、東北地方環境事務所長から書類の添付の指示があった場合も同様とする。
- 3 東北地方環境事務所長は、第1項ただし書きの申請について、申請内容が本規程の規定に適合するか審査し、その使用目的がみちのく潮風トレイルの普及、啓発、利活用、維持管理の推進等に資するものと認める場合にシンボルマーク等の使用を

承認する。

- 4 東北地方環境事務所長は、申請内容に応じて、使用承認の期間を申請の日から5年以内で定める。

(収益等の活用)

第8条 前条第1項第2号の場合において、収益等が生じたときは、当該使用者は、収益等を活用し、みちのく潮風トレイルの普及啓発や路線の保全活動に協力するよう努力するものとする。

(改善の指示等)

第9条 東北地方環境事務所長は、本規程に従わない場合や東北地方環境事務所の信頼の失墜を生じ得る事態を確認した場合は、当該使用者に対し、使用の改善や差し止めを指示する。

- 2 東北地方環境事務所長は、当該使用者が前項の指示に従わない場合は、当該使用者の公表、シンボルマーク等を使用した媒体の削除又は回収の要請等、必要な措置を講ずる。

- 3 環境省は、前2項の対応により使用者に損害が生じてもその責めを負わない。

(権利)

第10条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、原則として環境省に帰属する。ただし、みちのく潮風トレイルのうたの著作権は、楽曲制作者に帰属し、利用に関する権利は、楽曲制作者及び環境省に帰属する。

(その他)

第11条 みちのく潮風トレイルに関する画像及び動画の使用の手続きについては、東北地方環境事務所が著作権を有する写真等の使用承認要領（平成26年東北地方環境事務所長決定）に定めるところによる。

- 2 みちのく潮風トレイル利用促進物品等の使用の手続きについては、みちのく潮風トレイル利用促進物品等デザイン使用許諾規程（平成28年東北地方環境事務所長決定）に定めるところによる。

- 3 みちのく潮風トレイルのうた利用規程は、廃止する。

附 則（平成25年6月28日制定）

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則（平成28年2月23日改正）

この規程は、平成28年2月23日から施行する。

附 則（令和7年7月28日改正）

この規程は、令和7年7月28日から施行する。

別添1（第2条関係）

みちのく潮風トレイルシンボルマークのデザイン

1 基本使用パターン

(1) シンボルマークと愛称のセット（横）



(2) シンボルマークと愛称のセット（縦）



みちのく潮風トレイル
Michinoku Coastal Trail

(3) シンボルマーク



(4) 愛称

みちのく潮風トレイル

Michinoku Coastal Trail

2 基本色指定

(1) カラー表現



(2) モノクロ表現



(3) その他

指定されている色を変更することはできない。使用する媒体に応じて、色味を忠実に守って表現すること。

3 オリジナルデザインの意図

シンボルマークの作者がシンボルマークのデザインに意図した要素は、次のとおりである。

- (1) 青森から福島へのルートを図案化
- (2) ひらがなの「と」に見えることから、とうほくの「と」を意識
- (3) コース上の案内板などでは、そのままコース図としても機能する
- (4) 色は深いグリーンで自然豊かな東北の海岸線を表現し、コース上に点在しても過剰に主張しない様に景観に配慮した色使い

別添2（第5条関係）

みちのく潮風トレイルシンボルマーク等の使用上の遵守事項

1 シンボルマークと愛称

(1) 余白

ロゴマークの独立性を保つため、ロゴマークの周りに余白を取ること。

また、原則として余白内に文字や図形などを入れることはできない。



(2) 使用基準

ア 背景が濃い色や写真の場合、白抜きとすること。



ただし、背景が薄い色や背景の場合、白抜きは不要とすることができる。



イ シンボルマーク及び愛称は、変形しないこと。

不適切な使用例



ウ シンボルマーク及び愛称は、強烈な背景や他のデザイン要素の上に表示して使用しないこと。

不適切な使用例



2 楽曲

- (1) 楽曲の歌詞、メロディ又は編曲を変更又は追加して使用しないこと。
- (2) 楽曲のテンポを変更して使用しないこと。
- (3) 使用者が自ら楽曲を演奏して使用する場合又は他者に楽曲を演奏させて使用する場合は、作詞者及び作曲者を明示すること。

3 その他

- (1) 上記1及び2以外の環境省で著作権を有するみちのく潮風トレイルに関する啓発用素材を使用する場合は、事前に環境省東北地方環境事務所国立公園課担当官に相談し、その指示に従うこと。
- (2) 遵守事項の判断に際し疑義がある場合は、環境省東北地方環境事務所国立公園課担当官に相談すること。

3 使用目的

4 使用方法

5 使用期間

承認の日から元号____年____月____日まで

※申請日から5年以内

6 添付資料

7 担当者等連絡先

部 署 名

責任者名

担当者名

電 話

メ ー ル

以下、環境省使用欄

1 チェック項目

みちのく潮風トレイルシンボルマーク等使用規程の

第4条（禁止事項）に該当しない

第5条（使用上の遵守事項）に適合する

2 添付書類

不足無

不足有 → 追加提出書類の指示